

令和 7 年度（2025 年度）

事業計画書

社会福祉法人 希望の家

1. 福祉を取り巻く情勢

1) 「2025 年問題」の年を迎えて

今年 2025 年（令和 7 年）わが国は、団塊の世代（「第 1 次ベビーブーム」時期の 1947 年から 1949 年生まれの世代）の約 800 万人がすべて 75 歳以上の後期高齢者となり、国民の 5 人に 1 人が後期高齢者という世界でも前例のない超高齢社会を迎えます。

国は、今年 2025 年に日本国民の約 3 人に 1 人が 65 歳以上、約 5 人に 1 人が 75 歳以上の高齢者になると予測したうえで、超高齢社会に突入したことにより生じる様々な影響や社会問題を指して「2025 年問題」とし、我が国の国内市場の縮小や財政危機、投資の縮小や労働力不足、地域格差の拡大などの諸課題の深刻度がますます高まるとして警鐘を鳴らしています。

これらの社会問題とともに地域社会では、何らかの支援を必要とする住民の増加に加えて、福祉ニーズの複雑化・多様化が急速に進んでいます。

人口減少の問題は、とりわけ福祉現場における福祉人材不足という点でいっそう深刻で、福祉・介護・医療の担い手不足と社会保障費のひっ迫など大きな問題とされています。

2) 大規模自然災害への対応

今年令和 7 年 1 月に、阪神淡路大震災から 30 年、能登半島地震の発生から 1 年を迎えました。

このような中、政府は今年 1 月 15 日、マグニチュード 8～9 級の南海トラフ地震の 30 年以内の発生確率を昨年より引き上げて「80%程度」としました。大規模地震への対策フェーズはさらに確実に進んだといえます。

また、地震への対策とともに近年の大型化した台風や暴風雨、線状降水帯等による顕著な大雨などの自然災害が頻発するなかで、社会福祉施設・事業所等でも大きな損害を受けるケースや、自然災害による事故が後を絶ちません。

災害大国と呼ばれるわが国においては、社会福祉法人等が設置する福祉施設・事業所には、大規模自然災害の発生を想定して各施設・事業所において利用者の安全及び生活の確保を図る対策とともに、地域の社会資源として利用者と地域住民の安心・安全を守るために適切な対応が求められています。

2. 令和 7 年度重点事業

本法人の 60 年以上にわたる障害福祉分野での活動実績を今後も維持継続することを目的に、法人本部と施設・事業所、役職員が三位一体となって事業を推進いたします。

令和 7 年度は、次の項目を事業計画の重点事業として事業展開を図ります。

I. 第 2 期中長期計画の推進

令和 7 年度は、法人の各施設・事業所の理念を具現化することを目的に策定した第 2 期中長期計画（期間：令和 7 年度から令和 12 年度まで）の起点の年にあたります。

そのことから、今年度は第 2 期中長期計画における 5 年後の目標達成に向けてのスタートダッシュとなるべく、今後法人の各施設・事業所が取り組むべき事業を令和 7 年度事業計画に反映させた計画として策定して、その推進に重点的に取り組みます。

II. 「2025 年問題」初年度の福祉人材確保戦略

「2025 年問題」は、団塊の世代が後期高齢者となることにより社会保障費の負担増や人材不足の深刻化が懸念されていますが、社会福祉分野での最大の課題は福祉サービスを提供する福祉人材の不足であると考えます。

そのため法人では、令和 7 年 1 月に策定した『「2025 年問題」に対応した、福祉人材確保戦略』を基にして、法人の人材確保と定着に向けた取り組みを図り、持続可能な良質な介護サービスを提供いたします。

III. 福祉 DX の推進と財務基盤強化の取り組み

福祉事業のイノベーションに向けて当法人の施設・事業所において、クラウドと A I による福祉の先進的な D X（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し「福祉サービス品質の向上」と「業務効率化」を図ります。また、事業展開の基礎となる「財務基盤の強化」を図り、職場環境の充実に努めます。

A I 導入による D X 化により省力化が可能となった職員の稼働時間やリソースを、利用者・相談者への支援サービス提供の時間やコミュニケーションの時間に充当するとともに、支援業務の細分化を促進して職員の能力を最大限発揮できるように一層の業務効率化を目指します。

IV. 地域福祉活動の推進

昨年度に逆瀬川に整備した「希望の家コミュニティプラザ」を地域生活支援拠点の核にして、「地域共生社会の実現」を目指して、地域住民やボランティア、民生児童委員、福祉関係者や関係機関等と協働して地域福祉活動の一層の促進を図ります。

また、既存の社会福祉制度や施策での支援が難しい社会的課題に対しては、従来の縦割りの枠を超えて、支援機関や社会福祉法人、地域の福祉団体・グループ等とのネットワークを活用し、包括的で横断的な支援活動の展開を目指します。

V. 相談支援業務拡充への取り組み

法人が設置する相談支援事業所「コミセン希望」で実施する相談支援業務においては、地域の社会資源と連携し、障害者や高齢者、子ども等の属性を越え、包括的な相談支援体制の構築を図るとともに、希望の家コミュニティプラザ内の各事業所や地域の関係機関

と連携し、重層的・横断的に連携させることにより、子どもから大人までの一元的な相談支援を実施します。

また、地域住民や関係団体・関係機関等から「コミセン希望」に寄せられる地域生活課題に関する様々な相談等についても、組織内での縦割りを排した横断的相談体制を確立させて「断らない相談支援」、「待たせない相談」を要支援者への対応の基本姿勢といたします。

VI. 重度障害者支援の充実

現在法人が設置する 3 つの障害者支援施設での重度障害者へ支援の取り組みをさらに強化するとともに、利用者の加齢に伴う障害者支援区分の重度化や介護量の増加、介護方法・支援方法の多様化等に対応できるよう、「ISO9001」の継続的实施と改善を図るとともに市内外の医療機関や関係諸機関との連携強化を図ってまいります。

また、障害者支援施設における重度障害者への提供可能な医療的ケアへの取り組みとともに、介護技術の向上のための研修等への職員の参加を促進させることにより、利用者への医療・看護の提供に努めます。

さらに、従来の感染症への対応はもとより第 2 種協定指定医療機関との協力・連携体制を構築して新興感染症等への対応を行う体制についても構築を目指します。

そのうえで、本法人の 60 年以上にわたる障害福祉分野での活動実績を今後も維持継続することにより「すこやか支援の最大化」を目指して、「誰一人取り残さない支援」と「重度障害者に強い支援」を実践し、次の新たな時代に向けて法人本部と施設・事業所が三位一体となって進めます。

3. 各施設・事業所の事業計画

各施設・事業所の事業計画

令和 7 年度の法人各施設・事業所の事業計画は以降に記載しています。